（音声信号）

第十九条　音声信号は、五〇マイクロ秒分の一に零点及び一五マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によって表される周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

2　音声信号の標本化周波数は、三二kHz又は四八kHzとする。

3　音声チャネル（フレーム行列のうち音声信号の伝送のために使用する領域をいう。）は、標本化周波数を三二kHzとする場合にあっては第一音声チャネル、第二音声チャネル、第三音声チャネル及び第四音声チャネル、四八kHzとする場合にあっては第一音声チャネル及び第二音声チャネルから構成されるものとする。

4　音声信号の送出には、第一音声チャネルを使用するものとする。

5　音声信号の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（データチャネル）

第二十条　データチャネル（フレーム行列のうちデータの伝送のために使用する領域をいう。以下同じ。）は、スーパーフレーム（連続する九のフレームから成る符号系列をいう。）ごとに、データパケット（データの伝送のための符号系列及びその種別の識別のための符号系列の組をいう。以下同じ。）から構成されるものとする。

2　データパケットの構成は、別表第十一号に示すとおりとする。

3　データパケットの送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（スクランブル等）

第二十一条　有料放送を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。

一　映像信号のスクランブル（国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することができないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。以下同じ。）の方式は、走査線内信号切替方式（疑似乱数符号系列（疑似的に非周期化された二値の符号系列をいう。以下同じ。）により指定された点で一走査線内の映像を切り替え、その配列を入れ替える方式をいう。以下同じ。）、走査線転移方式（疑似乱数符号系列により走査線の順序を転移させる方式をいう。以下同じ。）又は両者の併用であること。ただし、併用する場合は、走査線転移方式によるスクランブルを行った映像信号に走査線内信号切替方式によるスクランブルを行うものであること。

二　音声信号のスクランブルの方式は、疑似乱数符号重畳方式（量子化された音声信号の標本値の符号系列に疑似乱数符号系列を重畳する方式をいう。以下同じ。）であること。

三　国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するために必要な情報（以下「関連情報」という。）を当該有料放送の電波に重畳する場合は、データチャネルを使用するものであること。

2　走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（電力拡散信号）

第二十二条　電力拡散信号は、垂直同期パルスに同期した対称三角波とする。

2　電力拡散信号の周波数は、垂直同期パルスの周波数の四分の一とする。

（準用規定）

第二十三条　第八条、第十条第一項から第六項まで及び第十一条の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送について準用する。

2　標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第十条から第十三条まで、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第三条から第十九条まで並びに標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第二十一条から第二十四条まで及び第二十六条の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の補完放送について準用する。

第四章　雑則

（衛星基幹放送試験局等に適用する規定）

第二十四条　標準テレビジョン放送を行うための地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局（内外放送を行うためのものに限る。）及び衛星基幹放送試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

（緊急警報信号に適用する規定）

第二十五条　標準テレビジョン放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定（スクランブルに係る音声信号に関する規定を除く。）を適用する。

附　則

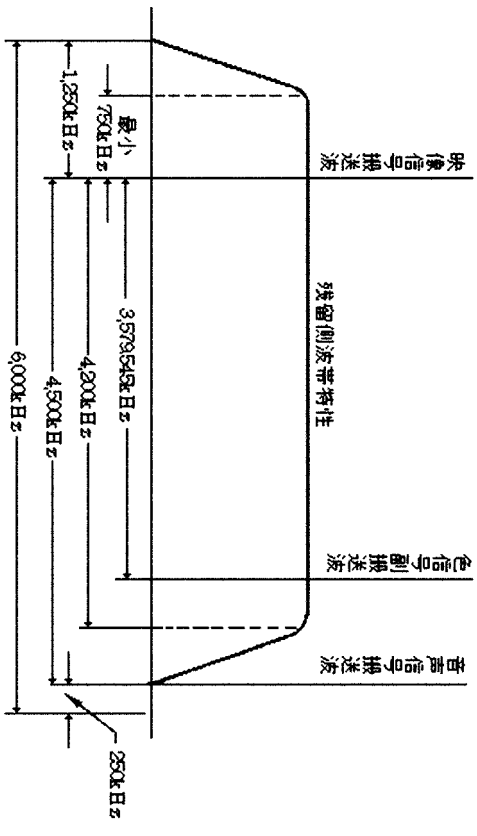
（施行期日）

第一条　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（省令の廃止）

第二条　標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号）は、廃止する。

別表第一号（第6条第2項関係）



別表第二号（第8条第1項関係）

映像信号方程式

$E_M = E_Y + \{E_0 \sin(\omega t + 33°) + E_1 \cos(\omega t + 33°)\}$

$E_0 = 0.41(E_R - E_Y) + 0.48(E_R - E_Y)$

$E_1 = -0.27(E_B - E_Y) + 0.74(E_R - E_Y)$

$E_Y = 0.30E_R + 0.59E_G + 0.11E_B$